

追加募集

令和8年度 気候変動対応新品目試験栽培支援補助金の追加募集について

気候変動に対応するために新たな作物の栽培にチャレンジする農業者を支援します。

※申請書を受理した順に審査し、補助が予算に達した時点で申請を締め切ります。

1 事業目的

本市の気候に合い将来的な産地化の可能性のある品目を見つけ、その栽培技術について農業者の情報共有を推進することで、気候変動に対応する新たな品目の産地化を図る。

2 応募資格

①から③のいずれかに該当し、かつ、④から⑦のすべてを満たす者

- ① 浜松市内に主たる事務所を有する法人または浜松市に住民登録のある個人のうち、ア～ウのいずれかに該当するもの
 - ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者）
 - イ 面積30アール以上の経営耕地を有する者
 - ウ 過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の者
- ② 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を浜松市において受けている者）
- ③ 浜松市内に面積30アール以上の経営耕地を有する者
- ④ 地域で産地化を目指すという当事業の趣旨に賛同し、市内における栽培技術の普及に協力できる者（新品目の栽培結果を市内農業者に共有できる者）
- ⑤ 市税を完納していること。
- ⑥ 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること。
- ⑦ 反社会的勢力に関わる企業・団体等でないこと。

3 補助対象

(1) 補助対象品目

市内で栽培事例の少ない熱帯作物であって、市内産として一般的に流通していない又はごく少量のみ流通している品目のうち、以下に挙げるもの。

【対象品目】（23品目）

アテモヤ、アーモンド、アボカド、カカオ、グアバ、コーヒーノキ、ジャボチカバ、シロサポテ、スターフルーツ、ストロベリーグアバ、チェリモヤ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、バナナ、バニラ、パパイヤ、バレンシアオレンジ、ピタンガ、ブラッドオレンジ、マカダミア、マンゴー、ライチ（レイシ）、ライム

(2) 補助対象経費

種苗又は農薬、肥料、農業用資材、土壌改良材の購入に係る経費

※ 種苗の購入から栽培開始まで、交付決定日から令和9年3月15日(月)の期間中である事業に限ります。

※ 市内の耕地において提案事業の実施に必要な費用に限ります。

※ 消費税相当分及び領収書を添付することができない経費は補助対象外です。

(3) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(4) 補助限度額

- ・ 10万円/事業

(5) 注意事項

- ・ 同一事業者が、同一年度に複数の申請をすることはできません（1事業者1申請）。
- ・ ひとつの申請で、複数品目の栽培を補助することはできません（1申請1品目）。
- ・ 補助事業と同一の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある事業については、補助の対象外です。

4 スケジュール

(1) 募集期間

令和8年7月1日(水)～令和9年1月29日(金) 必着

※申請書を受理した順に審査し、補助が予算に達した時点で申請を締め切ります。

(2) 採択結果の通知

- ・ 申請いただいた事業を審査し、予算の範囲内で、実施予定事業の採否ならびに補助金額を決定し、申請者にその結果を通知します。

(3) 事業の実施

申請書に記載した事業計画に沿って、実際に補助事業を進めてください。

(4) 事業実績報告書の提出

事業実績報告書ほか必要書類一式を提出してください。

提出期限：令和9年3月15日(月)

(5) 栽培結果の報告

- ・ 採択年度から結実するまで（最長5年間）、年1回、結実の有無について簡易な聴き取り調査をします。また、結実時には収穫量や品質等についての聞き取り調査を実施し

ます。採択事業者は、市が実施する聴き取り調査に回答してください。

- ・ 市が実施する事業報告会で、採択事業者に実施内容やその経過を報告していただく場合があります。

5 応募方法

(1) 応募書類 ※様式は浜松市HP（右下QRコード）からダウンロードできます。

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 確認事項書（第3号様式）
- ④ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する事業者の場合）



⑤ 以下ア～エのいずれか

ア 申請者が認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者）の場合

- ・ 認定書の写し
- ・ 計画書の写し

イ 申請者が認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を浜松市において受けている者）の場合

- ・ 認定書の写し
- ・ 計画書の写し

ウ 申請者がア及びイに該当しない法人の場合

- ・ 定款
- ・ 事業概要がわかるもの（パンフレット等）
- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 直近1期分の決算書の写し
- ・ 農地台帳記載事項証明

エ 申請者がア及びイに該当しない個人事業主の場合

- ・ 直近1期分の青色申告決算書（農業所得用）の写し
- ・ 農地台帳記載事項証明

(2) 応募書類の提出先

■浜松市 産業部 農業水産課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2（浜松市役所 本館6階）

※ 郵送または直接提出してください。

※ 応募書類は補助金審査にのみ使用し、採否にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

6 注意事項

- ・ 市内における栽培技術の普及にご協力ください。結果の報告等に協力が得られない場合は、補助金の返還を請求する場合があります。
- ・ 栽培したものの結実しなかった等、栽培に失敗しても補助金の返還は求めませんが、その栽培結果の報告をお願いします。

7 問い合わせ先

浜松市 産業部 農業水産課 担当：村松、岩田

所在地：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 （浜松市役所 本館 6 階）

電話：053-457-2334 / E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp